

白老町指定給水装置工事事業者の皆様へ

2020年1月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指し、「水道法の一部を改正する法律」が2019年10月1日に施行され、指定の有効期限が従来の無期限から5年間となります。旧制度で指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

白老町より指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に郵送にて通知します。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

更新時に必要な書類等（新規申請時と同様）

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書
2. 誓約書
3. 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書（法人）
4. 印鑑証明書
5. 法人定款（法人）
6. 住民票（個人）
7. 給水装置工事主任技術者選任届出書
8. 給水装置工事主任技術者免状（写）
9. 給水装置工事主任技術者証（写）
10. 機械器具調書
11. 事業所の位置図
12. 指定更新手数料 10,000円

更新申請時に確認する事項

1. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
2. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水等修繕実績、工事実績等）
3. 給水装置工事主任技術者等の講習会の受講状況
4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況（施工者の経験の有無及び資格の有無）

お問い合わせ先：白老町上下水道課施設グループ TEL0144-82-2562